

第10号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

市民の体育及びスポーツの振興を図るため、全天候型運動場を設置したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三重総合グラウンドの項の次に次のように加える。

三重全天候型運動場	豊後大野市三重町赤嶺2646番地
-----------	------------------

別表第 2 三重総合グラウンドの項の次に次のように加える。

三重全天候型運動場	多目的運動場
	多目的運動場照明施設

別表第 3(1)の表の三重総合グラウンドの項の次に次のように加える。

三重全天候型 運動場	多目的運動場	1時間	1面	550 円	1,650 円
	多目的運動場照明施設	1時間	1面	1,100 円	2,200 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。